

随意契約一覧

物品購入及び役務の名称	物品購入及び役務の提供場所	物品納入期限及び役務提供期間	概要	契約の相手方の選定基準	契約締結時期
野木町交流センター等労働者派遣業務	野木町大字野木33 24番地10他 野木町交流センター他	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	野木町交流センター等労働者派遣業務（1人1時間あたり） 派遣業務内容 勤務日：土・日・祝日（延べ日数：116日 ただし年末年始12/29から1/3を除く） 派遣人員：1名派遣 勤務時間：9：00～17：00（7h 昼休1h） 延べ勤務時間：812時間	地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターで町内に所在していること	落札通知の日から7日以内
野木町交流センター等管理業務委託	野木町大字野木33 24番地10他 野木町交流センター他	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	野木町交流センター等管理業務 1日2名 ・管理・受付・案内・売店販売等その他業務 ・勤務日 火曜日～日曜日の夜間（17：30～20：00） 2名 ・勤務を要しない日 毎週月曜日（ただし、月曜日が祝日の場合は、直近の平日） 年末年始の12月29日～1月3日	地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターで町内に所在していること	落札通知の日から7日以内
令和2年度野木町総合運動公園等管理業務委託	野木町大字佐川野9 16 野木町総合運動公園他	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	総合運動公園等管理業務 一式 火～日曜日の午前7時30分～午後9時30分及び月曜日が祝祭日に当たった日の午前7時30分～午後5時30分、総合運動公園及び町内各グラウンドの管理業務委託。（但し、12月29日～1月3日は除く） 町内のグラウンド名（潤島、赤塚、篠山、野渡、丸林中央公園、あじさい公園） 潤島グラウンドのトイレ清掃。	地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターで町内に所在していること	落札通知の日から7日以内
令和2年度野木町公民館等管理業務委託	野木町大字丸林57 1番地 野木町公民館	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	令和2年度野木町公民館等管理業務委託 1日2名 管理業務 月曜日（休館日を除く） 9：00～17：00 火曜日～日曜日（祝祭日を除く） 17：00～22：00 火曜日～日曜日（祝祭日） 9：00～22：00 受付業務 月曜日（休館日を除く） 9：00～16：50 火曜日～日曜日（祝祭日を除く） 17：00～21：00 火曜日～日曜日（祝祭日） 9：00～21：00 業務を要しない日は、休館日及び12月29日～1月3日	地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターで町内に所在していること	落札通知の日から7日以内

随意契約一覧

物品購入及び役務の名称	物品購入及び役務の提供場所	物品納入期限及び役務提供期間	概要	契約の相手方の選定基準	契約締結時期
令和2年度町内公園管理業務委託	富士見公園他22公園	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	草取り・草刈り、芝刈り（富士見公園他19公園） 一式 トイレ清掃（富士見公園他19公園 計22箇所）一式	地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターで町内に所在していること	落札通知の日から7日以内
丸林中央公園他2公園駐車場出入口開閉業務委託	野木町内丸林中央公園他2公園	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	公園駐車場夜間閉鎖のための出入口開閉業務 3公園 開閉作業時間 4月～10月 開門 午前8時 閉門 午後7時 11月～3月 開門 午前8時 閉門 午後6時	地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターで町内に所在していること	落札通知の日から7日以内
野木駅自由通路附属トイレ清掃業務委託	野木駅自由通路附属トイレ	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	野木駅自由通路附属トイレの日常清掃 原則 月、水、金+土日（週5日） 作業内容 ・ふき掃除（床全体、便器、側板、洗面台、鏡、棚、入口等） ・トイレレットペーパーの補充 ・掃き掃除（トイレ通路部）	地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターで町内に所在していること	落札通知の日から7日以内
令和2年度野木町市民農園管理業務委託	野木町大字友沼地内	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	トイレ清掃（2週間に1回） 年24回 芝刈り（1,016㎡） 年2回 芝刈り（623㎡） 年1回 草刈り（2,300㎡） 年1回 草・残滓搬出 年59回 残滓処分 一式	地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターで町内に所在していること	落札通知の日から7日以内

随意契約一覧

物品購入及び役務の名称	物品購入及び役務の提供場所	物品納入期限及び役務提供期間	概要	契約の相手方の選定基準	契約締結時期
令和2年度軽度生活援助事業業務委託	野木町内全域	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	1. 町内に住所を有する65歳以上の高齢者で、日常生活上の援助が必要な者への軽度な日常生活上の援助を行い、高齢者等の自立と生活の質の確保を図る業務一式 (1) 外出・散歩の付き添い等の外出の支援 (2) 宅配の手配、食材の買物等 (3) 寝具類等の洗濯・日干し・クリーニングの洗濯物搬出入 (4) 庭・生垣・庭木等家周りの手入れ (5) 家屋の軽微な修繕、電気修理等の軽微な修繕等 (6) 家屋内の整理整頓 (7) 朗読・代筆等の多少目が不自由な方に対する援助 (8) その他在宅のひとり暮らし高齢者等の生活援助に資する軽易な日常生活上の援助	地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターで町内に所在していること	落札通知の日から7日以内